

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第 5 議案第 6 号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。長時間労働を是正するため、人事院規則において超過勤務命令の上限時間等の規定がされたことに伴い、当町においても時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を規則で定めるための規定を整備したいので、開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 6 号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、まず、条例制定の背景等を御説明申し上げます。

国では、働き方改革法案が成立し、働き方改革の取り組みの一環といたしまして、長時間労働を是正するため、人事院規則において超過勤務命令の上限時間等を設定いたしました。本町におきましても、超過勤務命令、いわゆる時間外命令を行うことができる上限を規則で定める必要があるため、本条例改正案を提案するものでございます。

1 枚、おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右が改正前、左が改正後です。

まず、第 8 条第 2 項です。時間外勤務命令の定義を定めております。

同じく、第 3 項では、細かな規定を規則に委任するものでございます。

附則になります。この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

それでは、別添の説明資料を御覧ください。説明資料をもって御説明を申しあげます。

こちら、要点をまとめたものと規則案になっております。

まず、一つ目といたしましては、月の時間外勤務の上限を月４５時間、年３６０時間以内とするものであります。

二つ目は、他律的な業務の比重の高い部署や業務量の大幅な増加等による場合は、例外的に上限を月１００時間未満、年７２０時間以内とすることができます。この他律的な業務の比重の高い業務とは、例えば、国政選挙や用地交渉等を想定しております。この場合でも、月４５時間を超える時間外勤務は年間６カ月までとなります。

三つ目は、適用除外の関係になります。大規模災害等の場合は、これらの上限が適用除外となることを定めているものであります。もちろん、この場合でも、時間外勤務命令は必要最低限とし、当該職員の健康確保に配慮することとしております。

最後に、開成町の現在の職員の状況を申しあげます。平成２９年度の状況で御説明申しあげます。時間外勤務命令対象職員のうち、最長の勤務時間数は年間で約１２０時間、月平均でいうと約１０時間となっております。また、対象職員全職員の平均でいいますと、年間の時間外勤務時間数の平均は年５５時間となっております。月４５時間を超える時間外勤務をした職員というものは、通常業務の範囲内では１名もおりませんでした。

一方、他律的業務である選挙事務で申しあげますと、平成２９年度は衆議院議員総選挙が執行されました。突然の解散であり、事前の準備等が十分確保できなかったことなどから、時間外勤務で対応せざるを得なかったところであります。実績といたしましては、職員１名が最長の時間数で月６０時間、これは１カ月限定ではございますが、ございました。

他律的業務である選挙事務においても現在ではこのような状況であり、大規模災害等の場合はこの限りではありませんが、国家公務員等とは異なり、過去や現在の開成町職員の働き方であれば、この条例、規則に定める上限に抵触するような職員は発生しないものと思われます。また、このような時間外勤務をしなくても良いように、職員数の確保や適正な配置、また働く側の職員の意識や仕事のやり方についても引き続き工夫を図ってまいります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

６番、菊川議員。

○６番（菊川敬人）

６番、菊川です。

資料をいただいておりますが、その中でちょっと質問させてください。

今回、働き方改革を受けて、こうした形での条例の改定ということではありますが、上限について、時間外では月で４５時間以内、年間で３６０時間以内、通常勤務ではこの数字を規定しているわけではありますが、一般的な労基法等でいけば日割りで１日何時間という形での制限も規制されているのですが、ここでの通常の勤務内においての１日あたりの上限というのはどう取り扱っていかれるのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員の御質問にお答えいたします。

労基法と地方公務員の地方公務員法との関係、また条例との関係ということになります。今回の法律、労働基準法に細かな規定がございますが、公務員につきましては適用除外ということになっております。現在、開成町の職員の時間外命令の規則におきましても、１回あたり何時間までとするということは規定はございませんが、当然、職員の健康面とか、そういったことは配慮して必要最低限な時間数を命令すると、そのようになってございます。今回は、あくまでも月と年という規定となつてございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○６番（菊川敬人）

特に突出した形での時間外というのは想定はされないと思うのですが、健康面を留意するということでもありますので、おおむね何時間ぐらいというのが暗黙の了解の中でも定めがあっても良いのかなという感じがしましたがけれども、その辺のところはいかがなのでしょう。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員の御質問にお答えいたします。

おおむねの目安というのはございます。実は、これは一昨年になりますが、職員に働き方、これは職員側の話なのですが、働き方の意識を変えましょうと。やはり、どうしてもなかなか変えられない、これは物理的に業務量が多くて変えられないという時期も、そういった部署もございますが、ただ、どうしても少し残ってしまうことがあると。そういったことのないように、９時までには帰りましょうとか、１０時になりましたら消灯しましょうとか、そういった取り決めを行いました。また、水曜日はノー残業デーとして、みんなで、その日は帰りましょうと、全職員で共通の認識を持っていたりしております。こういったように職員側の働く意識、こういったものも変えていくことが非常に大事ではないかと、このように考えております。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

質疑がないようですので討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立全員によって可決いたしました。